

## 令和6年度研修募集の留意点について

### ■「実践者研修」、「実践リーダー研修」について

- 「管理者研修」、「小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修」は、「実践者研修」を修了していることが条件です。したがって、「管理者研修」及び「小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修」の受講希望者のうち、「実践者研修」の未修了者は、「実践者研修」を併せて申し込んでください。
- 「実践リーダー研修」については、「実践者研修」を令和4年度以前に修了していることまたは、サービスを利用者に直接提供する介護職員として、介護福祉士資格を取得した日から起算して10年以上、かつ1,800日以上の実務経験を有する者あるいはそれと同等以上の能力を有していることが条件です。
- グループホームの計画作成担当者については、指定人員基準において「実践者研修」を受講・修了する必要がありますので注意してください。
- 申込先
  - ・令和6年4月1日以降に指定を受ける予定又は既に指定を受けているが職員の離職等により人員基準欠如となる指定地域密着型サービス事業所または指定地域密着型介護予防サービス事業所 ⇒ **市町村**へ申込書を提出
  - ・その他の事業所 ⇒ **高知県社会福祉協議会**へ申込書を提出

### ■「認知症対応型サービス事業開設者研修」について

- 申込先 ⇒ **市町村**へ申込書を提出
- 認知症介護実践研修のうち、実践者研修、実践リーダー研修、認知症グループホーム管理者研修又は痴呆介護実務者研修の基礎課程又は専門課程、痴呆性老人処遇技術研修の修了者、認知症介護指導者研修修了者については、既に必要な研修を修了しているものとみなすため、受講の必要はありません。

### ■「認知症対応型サービス事業管理者研修」について

- 管理者または管理者となる予定の方のみが受講の対象であることにご留意ください。
- 申込先 ⇒ **市町村**へ申込書を提出
- 申込時に、実践者研修（痴呆介護実務者研修基礎課程、処遇技術研修を含む）修了証（写）の添付が必要ですので、ご留意ください。
- 「実践者研修」の未修了者は、「実践者研修」を併せて申し込んでください。

### ■「小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修」について

- 申込先 ⇒ **市町村**へ申込書を提出
- 申込時に、実践者研修（痴呆介護実務者研修基礎課程、処遇技術研修を含む）修了証（写）の添付が必要ですので、ご留意ください。
- 「実践者研修」の未修了者は、「実践者研修」を併せて申し込んでください。

### ■共通事項

- 申込書に記載された氏名・生年月日を基に修了証書を作成・発行するため、字体等に記載誤りがないよう、必ず受講希望者本人が記入してください。

### ■個人情報の取扱いについて

- 受講申込みにより知り得た個人情報は、研修運営及び管理にのみ使用します。